

です。日本の赤十字の定款にも、第九條に書いてあります。しかしながら、俘虜何十万——たとい一人にせよ、俘虜送還ということは政治問題である。国の問題である、外交問題です。赤十字が関係すべきものでは断じてない。ひとり赤十字国際委員会、すなわちフランス語にいうコミテ・アンテルナショナル・ドゥ・ラ・クロア・ルージュ、これは一九一九年以來、特に俘虜の問題について権限を有しております。世界が認めております。けれども、国際赤十字社連盟は、これには関係ない。各国の赤十字も、かかる政治問題には関係すべきものではないのです。さきに申し上げました定款第四條、赤十字社連盟の原則に従うというものは、そのこととあります。しかるに、日本の赤十字社はそれを骨折つておるのです。遠くモナコまで社長は出かけております。きよの新聞を見ると、またここでそういうことを伊藤副社長がやると書いてあります。ほんとうかうぞか知りませんが、しかしながら捕虜というものは、国そのものの問題であつて、これは国際法上きまつておりますし、ジュネーヴ條約にもありますけれども、ヘーグ條約に特に明記してあります。捕虜そのものは軍の仕事でもなく、国そのものの仕事なんでありまして、送還するのは重大事業である。これをやるのですからして、赤十字は越権です。定款違反です。国際法違反です。これについても、ちよつとつけ加えて申し上げますが、俘虜送還ということは、ジュネーヴ條約にありますし、俘虜條約というものも別にありますが、平和が回復したときに返すといふことになつておる。今度のボツダム

宣言におきましても、返すといふことは断じて書いてないのです。ただ時期が来たならば、生産上の業務につきかすことを許すとはある。ですから、日本がこれをやたらに要求したつて、私も専門家には、それは不法の要求であります。しかし、こういうことを言う、皆の評判が悪くなりますから、政治家は言えないでしょう。たとい言おうと思つても、そう言うだけの法律上の根拠を知らないようです。ですから、赤十字のごときは、国際法が許さない。ボツダム宣言が許さない。それに口を出さんで、そんなことはよけないことです。よけいのみならず、害を及ぼす。定款違反です。

次に、原則として必要なことは、健康の増進、疾病の予防及び苦痛の軽減といふこと、この三つである。健康の増進といふことを、今日の赤十字社はあまりやつていない、ほとんどやつていないといつていい。病院といふものはあります。全国に二百もありましたけれども、それは病院の治療です。健康増進ではなくて、治療である。本来病院を建てたる趣意は、平時治療の目的ではないのです。あれはアンリ・デュナンが始めましたときから、一朝事あるときに、看護婦をつくること、材料を準備すること、そのためにふだんからやらせてある準備行為にすぎない。戦争の準備行為です。ただ、日本の赤十字は、今日は非常にふやしてありますけれども、初めは一つしかない。列国だつて、赤十字病院といふものはちよつとつておりません。ことにフランス、イタリヤその他は——アメリカは相当ありますけれども——今どういふことを健康の増進及び疾病の予防について

重んじているかといふと、一九一九年に私どもがこの連盟をつくつた際に、列国人と強く唱へたことは、少年赤十字といふものをつくりまして、少年の頭には平和をさとりしめる。少年をしていかに健康を増進するか、いかにして疾病を予防するかを十分に覚えしめる。これが少年赤十字をつくるゆゑである。しかるに、この少年赤十字を日本につくることについて、最初私が熱心でありました、平山の社長時代に——近頃はまたたくやつてはしな

ります。これは平山さんが主としてつくりましたが、むろん私どもは関係しております。何ゆゑ博物館といふものをつくつたか。それは広く人民をして、健康の増進、疾病予防に關して知識を授けしめるために、どうして人間は暮して行くか、何を食ふべきか、いかにして努むべきか、そういうことを実際に教えるために、博物館をつくつたのです。同時に、あそこ図書館もできておりました、図書によつてみんなの頭を養おうといふのが目的であります。学校の生徒なんかも、そのためにあそこへ行かせるようにしてある。この博物館は、今の社長、副社長はどうしておるか。その一部をいい加減に取扱つて、そこに外国の会社を入れてあります。赤十字をして商売をやらせてしよう。それは秘密だから、ちよつとわからぬです。しかし想像できます。とにかく赤十字社の構え内に外国の会社を入れて商売をさせておる。そんなことは許すべきことではないでしよう。断じて定款に書いてないです。あろうはずがない。これをやつています。

その次は、去る五月一日のメーデーです。メーデーは、國に反逆するためじやない。知れ切つたことです。列国どこにもある。私も古くから十分見ております。たま／＼ここに衝突が起つた。朝から晩までけんかしていた。私もラジオで知つたのです。そんなら赤十字社も知つていなくてはならぬ。内乱に近いような大騒ぎ、何十万の人間が集まつておる。巡査とそれと闘つておる。血を流しておる。死んだ者があつた。こういう事件には、赤十字

は救助しなければならぬはずで。救助とは、ただ天災とか地震とかいふだけのものじやない。もしそれだけに限られるなら、赤十字は、なぜ北鮮において手を出していませんか。同じことで。こういうものがあつたときに、生命をなげうつても人類を救うのが、赤十字の任務です。しかるに、何もやつていません。そのあたかも何もやつの任務が済みましたよ、定款違反です。これはどの違反がある。

まだ小さいことを申せばありますけれども、まずそれだけ大きなことが目の前にあるときに、それを私は親切丁寧に、昔から知つていますから、島津君に注意してあげるのですけれども、決して取上げない。そうして何も定款違反なんかないといつたやうな、傲慢な手紙を私によこす。それだからこんなことになつてしまふ。私は何らの悪意もない。彼が悪い。責任は彼にある。そんなものを社長に置いて、人民から金をしぼる。一年に五億も六億もとつておる。断じていかぬことです。千三百万余の社員がある。これはみなばかを見ています。社員千三百万人、一家五人をかければ六千五百万人、一國をなしてあります。英國よりも、イタリヤよりも、フランスよりも多い人口です。こんな大きな社団、このものは、臨時總會を開く方法がないがために、黙つておるよりしようがない。彼らは、若干のお取巻きの理事、評議員をこしらえて、それで何でも議決して行くのです。不都合きまゐる。それではいけません。これは何ら個人の憎悪から申すのではありません。これでは社員の福祉に反します、公共の秩序に反

します。私はその点で申し上げるので

その以外に最もいけないことが一つありますけれども、これは国際法じやなくして、ただ単に定款の上から言うことですが、一つだけ申し上げて終ります。それは、今の伊藤さんは、自分の任期が昨年六月にりつぱに切れているのです。それを選挙をやらせれば、当時なか／＼職員の批判が多うございまして、おそらく先生は落ちたでしょう。それです。それをこまかすために引延ばしているのです。これは権限なくして地位にいるのです。詐欺です。そういうことをやっておられる。それを島津は平気で見ています。共犯です。この行いは二年たつても三年たつても、時効にかかるべきものではないのです。これはどこまでも追究されるべきものです。それも実にば／＼しい諷刺を彼は弄している。選挙と決定ということは違ふと言ひます。それは定款にそつう二つの字が書いてある。けれども、民主主義政治になつたのですし、民法による社団でありますから、総会において選挙するのはきまつた話で、何も諷刺のはさみうもなし、定款の解釈に二つ出ようはずはないのです。総会において決定するとは選挙することです。選挙すること、きめることだ。みな、声において、みな、投票において、それでよろしいということを決するのが選挙。その選挙という文字と決定という文字は違ふから、おれは決定で出て来ているのだ、従つておれの任期はまだ切れていないというの、当時彼の言うことで、それがまたついでこの間自治体関係の新聞によつて、やはり露々と出てい

ました。そんな諷刺を弄して、自分の利益をはかる、すなわち人を欺いて自己の利益をはかるということは、刑法の二百四十六條に該当する詐欺行為です。これは法律学者として、私は少しも間違いない解釈だと思ひます。

その以外に、ちよこ／＼ありますけれども、これは私自身は見えていないのでして、これは職員の組合長をしていした頼尾君がよく知つてゐる。頼尾君は正直な人ですから、私も尊敬しておるのですが、その問題については、頼尾君がお述べになるかと存じます。私の申し上げるのは、ただいまのように国際法上の見地から論ずること、刑法上から論ずること、この二つだけでございます。

これでごめんをこうむります。
○青柳委員長代理 それでは次に頼尾参考人の御陳述を願ひます。

○頼尾参考人 私、頼尾でございます。ただいま嶋川先生がお述べになりましたように、定款を無視しまして、日本赤十字社は昭和二十二年の一月から定款を改正しまして、民主を唱へながら、赤十字の美名に隠れて、今の理事者であるところの島津社長、伊藤副社長は、自分の私利私欲を追つてゐるのであります。口には民主を唱へて専制を行ひ、多額の金を募金して、その金を宴會、娯樂、あるいは私利私欲のために使つてゐるのであります。これは、私が昭和二十年の八月から二十六年の九月まで日本赤十字社の本部職員として、現実にこの目で見て、この耳で聞いて来た實際のことです。そして、このことをわれ／＼として看過できないのであります。それで当時私は、赤十字社の職員組合長、並びに全日赤職員

組合の副組合長をやつておりましたので、その事実を組合の機関紙によりまして全国の職員にお知らせしたのであります。ところが、全国の職員はどうですか。これに對しまして、赤十字社のほんとうのことを知られてしまふと、われ／＼は募金することができな

い。募金が入らなければ、われ／＼は食つて行けないのだ。本部の組合の事務局で、こういう新聞を出されちや困る。こういうような声が、全国から投票によつて私のところへ来たのであります。それで、職員の方の自覚を促すとともに、私はさらに日本赤十字社の理事、評議員の方に、この事実を再三にわたり文書をつくつて配付したのであります。ところが六十五人の評議員、十二人の理事、監事の中で、私にこれに對して返事をくれたのは、ただ一人の評議員しかありません。その書類は、私は持つております。それは一應は理事会、評議會で、この問題は問題になつたのであります。本社の社長、副社長は、両回ともこの評議員、理事を欺瞞しまして、そしてあくまでこの不法を通そうとしてゐるのであります。

その社長、副社長の不法というものは、どういふものであるかといふことは、先ほど嶋川先生が申し上げましたように、まず伊藤副社長は、自分の任期が切れたにもかかわらず、これを強行したのであります。どうして強行したかといふと、当時の評議員の中には、中村評議員と、ここにおいでになります松井評議員、この二人が評議員の双壁として、そして日本赤十字社のほんとうの事務をやるために、タイアップしてやつて来たのであります。ところが、不幸にして中村評議員は、昭和二十四年の五月一日かと思ひますが、なくなりました。それで自分の頭の上のおもしろがなくなつたために、こういう横暴をきわめてゐるのであります。定款にも、はつきりと副社長は二名と書いてあります。ところが一名しか置きません。自分が一人でやつております。そして副社長の仕事は煩雜で忙しいというために、また規定を改正しまして、常任理事といふものを置くことにしました。それほど副社長の責任が重く忙しいのであれば、なぜ副社長を二名置かないのでしようか。どうして常任理事を置くのでしようか。いゝゆる常任理事は、自分の情實でもつて腹心を持つて来てゐるのであります。これが現実の赤十字社の状況であります。私は何も感情にとらわれたりして、人を批判するものではない。昭和二十二年以来、日本赤十字社の民主化のために、あらゆる方法をもつて闘つて来たのであります。遂に実現できなかったものであります。

それで先ほど申し上げましたように、職員の方、または評議員、理事、それに話しても取上げられない。やむを得ない、これは日本赤十字社の總會において、ほんとうの赤十字の内容をお話しまして、社員の皆様を開いていただいて、日赤の民主化をはかりたい。こう考えまして、昨年の九月二十六日の總會に出席したのであります。ところがどうでしょう、日本赤十字社においては——これは赤十字でやつたかどうかかわかりませんが、愛宕署の警察を動員しまして、私を檢束する。何たる不法でありましょう。こういう手を打つて、そして昨年の總會は、自分らに有利にやつてしまつたのであります。そのために、私は昨年の總會で議決されたことは無効であるという問題で、裁判所に民事の訴えを起したのであります。これがたまた／＼新聞紙上に伝えられたので、いろいろ問題を引き起しているわけでありまして、かくしてこの總會においての發言は封じられ、あるいは／＼な問題で警察官を使つて彈圧して来るので、どうにもできない。幸い新聞で取上げていただき、また本日この委員会でも述べさせていただく。これは私はほんとうに感謝しております。それでありますから、ほんとうに私はここで、ただ私が意見を述べるだけでなく、本社の理事者を連れて来て、ここで対決したいと思ひます。はつきりと対決をして、ここで白黒をつけたい。そして赤十字の行き方というもののについて、皆さんに批判をしていただきたい、こう思ふのであります。それがここで対決できないというの、残念でありますけれども、これはやむを得ないと思ひます。

それでは、赤十字はどういふことをしているか、その具体的な例を申し上げますと、赤十字は、御承知のように、本年度は五億四千万円募金をする目標で進んでいるのであります。昨年は四億五千万円ばかりできています。その前は約三億八千万円であります。それで、その募金の使途は、昭和二十三年度は人件費が四六％であります。それから本社への送納金が二〇％、募金費が一五％、そのほかが赤十字の事業費であります。それから二十四年度に

おきましては、人件費が五三%、本社への送納金が一六%、募金費が一五%、その残額が赤十字の費用であります。昭和二十四年四月から七月まで、六万円四角の費用を出しております。こういうような赤十字を、われ／＼としては看過することはできない。ぜひ皆さんにおいて、ほんとうに赤十字の民主化をはかっていたら、赤十字の民衆化をはかっていたら、われわれがほんとうに安心して募金を出し、その募金されたものが、またわれわれに還元されて、苦痛の軽減、健康の増進に役立たせるような赤十字にしたいと思ひます。

なお具体的ないろいろ細かいことありますが、あまり長くなると思ひますから、このくらいで私は陳述を終りたいと思ひます。

○青柳委員長代理 それでは、次に松井参考人の御陳述をお願いいたします。

○松井参考人 私は赤十字理事の松井でございます。堀川先生なり頼尾さんのおつしやること——元来堀川先生は、赤十字というものについて、国際的に非常に明るい方であり、また日本赤十字というものを愛され、また頼尾君も、赤十字という点については、真剣な純情な人で、すべてやつておられるので、私はその間の氣持はよくわかります。

【青柳委員長代理退席、委員長着席】

つきましては、堀川先生は、特に伊藤副社長が就任する前の原泰一氏、赤木朝治氏時代に、非常にこれではいけないというので、これをもう少し浄化するために、やめさせたらどうかという

ようなことを、職員組合あたりにお話になつて、それが原因になりました。そのあとへ伊藤副社長が入つてみえたというふうなことになるようなわけですね。それから、今のお話を伺つておると、われ／＼の立場をいたしまして、非常によくない立場でやつておるといふようなお話でございますが、理事会は毎月一回必ず開きまして、われわれとしまして、その赤十字の盲点について研究をし、各支部の全面的なものが寄つて参りますので、そういう点について、忌憚なく職員並びに責任者に進言をしてやつて来ております。今伺いますと、私も聞かないようなこともお話になつておりましたようですが、こういう事柄が、一般国民、また皆様の上に、誤解であるか事実であるかというところにつきまして、もし事実であれば、これはもうたちどころに処理しなければならぬ。また誤解であるとするれば、これを誤解ないように正しきりして、そして、国際的に日本赤十字としてとりつづけるべき方々をしなければならぬと、私は理事として考えております。

○大石委員長 この問題に關しまして、委員より発言を求められております。これを許可いたします。高橋等君。

○高橋等委員 私は頼尾参考人に、お伺いをしたいのであります。本日配付の書類の中に、頼尾正吉さんから島津赤十字社社長あてに、陳謝書というものが出ておるものが入つております。これは昭和二十六年十月二十日付であります。内容は読まなくてもわかつておると思ひますが、参考人の方

に聞いていただくために朗読いたします。

陳謝書

客年九月休職以來地務委に提訴致し、今日に至りましてが今般松井理事の斡旋により円満解決の運びとなりました。

ついでには其の間私の誤解あるいは感情問題等により本社に対して御迷惑を御掛け致しました事は洵に遺憾に存じます。

依て茲に陳謝書を提出して御詫び申し上げます。

昭和二十六年十月二十日 右 頼尾 正吉

日本赤十字社社長 島津忠承殿

それからもう一つ——これはあて名がわからないのですが、これはどこへ出されたかということを知つてみたいと思ひます。

謹啓 秋冷の候に御健祥の程御喜び申上ります。陳者私儀客年九月以來再度に亘り日本赤十字の事に関して文書を配布致しましたが当該文書は私の誤解あるいは感情問題に基くものであつたことが此の度反省されましたので取消し致します。右取消しの挨拶を申上ります。

昭和二十六年十一月一日 敬具 頼尾 正吉

そこで、頼尾参考人にお伺いいたしたいのですが、あとで朗読いたしました書類とか手紙のようなもので、これはどこへお出しになつたのでしょうか、それをまず伺つておきたいと思ひます。

○頼尾参考人 それは全国の評議員、

理事、監事であります。

○高橋等委員 そうすると、十一月一日付の書類は、赤十字関係の幹部の方にお出しになつたと拜承してよろしくございませうか。

○頼尾参考人 はい。

○高橋等委員 そこでこの陳謝書及びこの手紙をお出しになつたというのは、事実お出しになつたものと確認いたしますが、この陳謝書も、あなたがこういうことをなさつたということを確認されますか、どうですか。

○頼尾参考人 確認します。

○高橋等委員 そこでお伺いをいたしたいのですが、この文書の配付等により紛糾して今日に至るといふのは、いかなる文書をお配りになりましたか、その文書の内容等を詳細に承りたいと思ひます。

○頼尾参考人 その問題につきましてはただ一片の陳謝書だけでは納得行きませんので、その点を申し上げて、それから内容を申し上げたいと思ひます。

私は昭和二十五年の参議院選挙の際に、選挙運動をいたしました。そのために就業規則によりまして、昭和二十五年の九月七日に無給休職を仰せつかつたのであります。それで私としましては、この問題は、私が組合運動をやつておつたために就業規則を適用したのであるから、公平に就業規則というものを全職員に適用したい、こう申入れまして、事実を申し上げたのであります。それは当時の日本赤十字社の報道課長古田博之氏が、新聞紙の横流し、あるいは架空な原稿料をつくつて着服した、その問題を本社側に申し入れました、こういうことをしたにもか

かわらず、私にだけ就業規則を適用するというのは、あまりに不公平じやないかというわけで、本社に申入れをしたのであります。本社では、主計課長の小林陽治氏がそれを調査しましたところ、間違いない、こういう話で、古田君も退職させるから、君もこの休職に納得してもらいたい、こういう話であります。それで古田君が退職になるべきものを、いつまでたつても退職をしないので、私はやむを得ず地労委に提訴したのであります。それで地労委でいろいろやりまして、地労委のあつせんによりまして、それで地労委の方では、いつまでやつてもらわぬか分からないから、君も毎日の生活に困るだろうから、この話を円満に解決したらどうかというので、地労委が中に入つて、提訴した問題を取下げ、辞表を提出して円満に退職する、こういうふうな話でありましたので、私は地労委に一切を委任しました。ところが本社は、その提訴したのを取下げさせてしまつて、そして円満なる退職はやらなないのであります。こういうふうな卑屈なことをやつておるのであります。そして昨年の九月に、ここにおいでになります松井さんといふ／＼話をいたしましたところ、松井さんは、何もここでは言うな、君も困つておるのじやないか、その通りであります。私は二箇年間一銭の収入もありませんと言つて、私の目の前に退職金をぶら下げておきまして、どうだ、君も一札書きなさい、書いてならば退職金をやるよと言われる。私は退職金も何もありません、辞職もしません、あくまで闘いますと言つたのです。それで地労委の審査係長の大野主事を連れて本社と対決

したのであります。ところが本社では、その問題についてまつたく後藤常任理事と塚原政主幹は、顔も上らなかつたのであります。これは大野主事を証人に出してもはつきりします。そしてその退職金を目の前にぶら下げてこれを書け、書けば退職金を出してやろう、書かぬか書くかと言ふのです。そこでここにおいでになる松井理事さんも、何も言わずに、一切はあとではつきりするから、ここで書いて退職金だけもらつたらどうかと、こゝ言われたので、私は書いたものであつて、不法にもその間に松井さんを入れて、私を退職金でつづつたのがこの問題であります。

なお配付した問題について申し上げます。この配付した問題は、伊藤副社長の不法な留任、それから社宅購入の不法、それから本社の物資の買入れの不法、会計規則の違反、本社社長、副社長の脱税問題、それから後藤総務部長の居残りの問題、コーヒーの問題、砂糖の問題、情実人事の問題、機構改革の規定違反の問題、こういう問題を十四項目あげて出してあります。以上であります。

○高橋(等)委員 松井さんにお伺いしたかったのでありますが、ただいま参考人瀧尾さんのおつしやいましたことは相違ありませんかどうか。

○松井参考人 それではお答え申し上げますが、ちようど瀧尾君が、今話しをされましたように、組合長をやつて、瀧尾君の立場からいへば、社内の肅清といふふうな考へてやつておられるのですが、たま／＼選挙がありまして、選挙違反といふような線にひつかかれて出しました。これはやはり社則といひまして

休職ということになり、そして選挙が六月四日で、起訴されたのが八月三十一日、休職になられたのが九月八日、ちようど一年間しますとこれは全部退職となる。そこで地労委提訴とかいふ／＼問題がありまして、そういうふうにごて／＼することもよくない。

一べん私が会つてよく話をしようといつて、瀧尾君に、赤十字をよくやつて行く上については、急激にやる面もあるれば、よく協理を盡してやる面もあるといふ話をいたしました。瀧尾君もよくわかつたといふことで、それならばよくが連れて行つてあげるからというので、総務部長、副社長、社長のところに行つて、よく瀧尾君が話をいたしました結果、その文書が出たと思ひますが、その文書は赤十字社の部内で書いたものを瀧尾君に署名させましたのか、瀧尾君自身が自発的にそれをお書きになりましたのか、お尋ね願ひければつづつたと思ひます。

○高橋(等)委員 瀧尾参考人に二点にわつてお伺いいたしますが、この陳謝書は、あなたがこの文章もお書きになつたのかどうか。それとも書いてあつたものに判をつかれたのかどうか。

もう一つ、陳謝書が十月二十日に出しております。役員あての手紙は十一月一日に出しております。この役員あての手紙はやはりあなたの筆になつたものであるかどうか。また陳謝書だけではないに、役員あてのこゝした手紙を出されたこの間のいきさつについても、あわせて承りたいと思ひます。

○瀧尾参考人 お答えいたします。この問題は、最初私は單なる誤解その他の問題に基くものであるといふふうに書いて出しました。ところが本社では、それ

ではいけない、どうしても取消せ、その書かなければ、あなたに退職金を上げられない。それから本社だけでやつたところが、それではいけない、今赤十字がこれを君にやらせてしまつたならば、赤十字は今後立つて行けないから、各委員の方にぜひ出してほしい、それで十一月一日になると切手の値段も上るから、君たいへんだらう、なるべく早く今月中にやらないといふふう言われて、向うでその文句は指示されました。間違ひありません。

○高橋(等)委員 もう一点伺ひます。陳謝書の文句も、書いたものをやられたのですか。書いたものへあなたが判をつかれたのか、それとも自分で書かれたのかどうか。それから、ただいま指示されたといふようなことをおつしやつていますが、指示とは、どの程度の指示をされたか、はつきりおつしやつていただきたい。

○瀧尾参考人 一番最初、私が書いて出しました。そうしたら、それに対して、本社で筆を入れてよこしました。そのことについて、私は地労委の委員を連れて行きまして、陳謝書は書かないとはつきり断りました。それは地労委の審査係長の大野主事を呼んでいただければわかります。そうしておつたけれども、先ほど松井さんのお話もありましたように、いつまでも長引いております。そして、私も二年間一銭の収入もありませんので、私は書きました。それは私の書いたものであり、私が判を押したものに間違ひありません。

○高橋(等)委員 この手紙に書いてある当該文書云々、ただいま文書の話の内容を聞いてみますと、大体本日の問題になつておるようなことが文書になつておるうちに、私は聞くのであります。その文書について、私の誤解あるいは感情問題に基くことであつたといふことが書かれてあります。これはどういふ意味なのですか。一応どういふ点が誤解であり、どういふ点が感情問題であるかをお伺ひしたい。

○瀧尾参考人 それは、私の意思になつたことを私が書いたにすぎません。事実であります。ただ私は、先ほどから申し上げておるうちに、あなたたちも御承知かもしれませんが、退職金を一銭もやらないで、目の前にぶら下げておいて、書け／＼と言われれば、だれども食すれば鈍するで、これは書かざるを得ません。そのために私は書いたもので、それは私の意思でありません。そのことを申し上げます。

○高橋(等)委員 退職金をつるしたとおつしやるのは、天井からでもつるしておつたのですか、どうしたのでですか。そのつるしたといふ状況を知りたいものです。

○瀧尾参考人 先ほども申し上げましたように、本社の退職金規程から行きますと、退職後二箇月以内に支払わなければならなくなつております。それを本社では一銭も支払わないのです。それを支払わないので、私は労働省にも行きました。あるいは三田の監督署にも行きました。そしてあらゆる方面から手を打ちました。それで三田の千葉という監督官が本社の北原さんと呼ばれて、すぐにやれ、こういうふう言われまして、私も行きました。ところが、どうしても一札書かなかつたならばやれない、いくら三田の監督署で何と言おうと、君が書かなければやれない、こういう事情であります。

す。それで私は、心ならずも書いたの
であります。以上であります。

○高橋(等)委員 最後は一点。そうす
ると、参考人の方では退職金がもら
いたい余りに、心にもないことをこ
うやって書いた、こういう御陳述の
ように思ふのです。すべてこうした
重大な行動を起され、大きな組織に迷惑が
かかるような問題を取扱われる責任
者の立場として、見れば元日本赤
十字本部職員組合長、元全日赤職員
組合副組合長の地位にあられた方
であります。まあ退職金があるから
これを書いたと言われれば、もう少
し毅然たる態度であるべきじやない
かと私は思ふのです。本日ここで参
考人の御証言をなさつておられます
が、その信憑力につきましても、従
来そういうような態度でお臨みにな
つておられる性格から行きますと、
何かあふなつかしいような気がし
ます。なお私は発言を留保いたしま
して、次の方に譲りたいと思ひます。

○大石委員 松谷天光君。

○松谷委員 瀬尾参考人にお尋ねした
と思ひます。先ほど初めに御説明
いただきました中に、本社は愛宕署を
動かして検束その他というお話がござ
いました。ただいままた高橋委員の御
質問に対する松井参考人の御答弁の中
に、選挙違反その他の問題が出て参
りました。その愛宕署の検束は、選挙違
反による場合の検束であつたのでござ
いましょうか、それとも選挙問題とは
まったく別に、先ほどの御説明のよう
に、本社が愛宕署によつて検束したと
いうような問題であつたのでございま
しょうか。

○瀬尾参考人 この検束の問題は、九
月二十六日朝の十時ごろ、本社で総会
があるというのを朝日新聞の公告を
見て知つて、向うへ行きました。そう
しますと、愛宕署員がおりまして、総
会に入る入場証のバツジがあるそうで、
それがないから君らは入れられないと
いうわけで、六人か七人で取巻きまし
た。それで私は、きようは赤十字社の
社員総会である、私は怪しい者ではな
い、赤十字社の特別社員であるといつ
て、特別社員証を提示しました。それ
でもバツジがないために入れられな
いという話でありましたので、それで
バツジをもらつて来ようというので受
付へ行きました。ところが受付では、
どうぞお持ちなさい、といつてよこし
ましたので、そのバツジを持ちまして
中へ入りました。中へ入りましたこと
ろが、本社の係の人が来まして、何
かきよう発言がありますが、こようい
う話でありました。それで私は、発言
ありますと申し上げましたところが、何
となく申し上げましたところ、何と
かしてきようは発言をやめてもらいた
い。どういう理由ですかとお聞きしま
したら、理由も何も言わないで発言を
やめてもらいたい、こようい話をし
るうちに、その人は向うに——向うと
いつても本社側の社長、副社長の方面
に参りまして、常務理事、副社長と何
か耳打ちをしていたようであります。
そうしてまた今度は上の係の人、係長
——当時この総会の係長がやつて来ま
して、それで別室に私を呼んだのであ
ります。そうして、今お聞きすると、
君は発言があるそうだが、きようは発
言をやめてもらいたい。それですか
ら、理由はと言つと、理由は何も言わ

ないで、やめてもらいたい。そようい
話を二人でしておつたところに、愛宕
署の警察官が三名で入つて来まして、
何も言わずに、私の両の手をとりま
して、そうして一人はうしろからから
だをかかえたのであります。それで
またかかえたのであります。それであ
りまして、どうしてあなたたちは
そよういことをするのか、私は政治問
題、思想問題を論じるのじやない社員
として社員総会に出席して発言する
のである、こよういしましたら、いや君
が発言するならどうしても検束する。検
束するといふのなら、それでは逮捕状
を示してもらいたい。それまでやつた
のであります。またそこにおつた連
田一郎という、私を別室に呼び込んだ
当日の係長の人、まあそよう荒立てな
いでもないじやないかといふようなこ
とを言ひましたけれども、どうしても
警察官は、何も言わずに、しやにむに
私のからだをドアの外にかかえ出した
のであります。ぼくはふりほどいた
のであります。そこまでやつたのであ
ります。そうして、君が発言するな
ら、どうしてもこのまま連れて行く、
こよういのであります。それで私も、
どうしても発言させないのか、発言さ
せないなら、おつてもおらんなくても同
じだ、こよういわけになります。私は
発言をやめたのであります。それで総
会にそのまま残つておりましたところ
が、愛宕署のおまわりが今度は二人ふ
えまして、五人で私のまわりを取巻
ておりました。絶対に発言させない
のであります。それですから、この選挙
とは一切関係ありません。以上が総会
の当日の事情であります。

○松谷委員 そのときに総会においで
になつたのは、お一人でいらつしやつ
たのでございませうか、あるいは何人か
でおいでになつたのでございませう
か。

○瀬尾参考人 二人でおいでになりま
した。(笑)二人で行つて、出まして、
一人は大原正緒といひまして、こ
れも赤十字の社員であります。

○松谷委員 その同道なさいました大
原さんでございませうか、その方はや
はり現社員でいらつしやいますか。

○瀬尾参考人 そうであります。

○松谷委員 その当日は、発言をなさ
らなかつたように伺つたのでございま
すが、そよういしますと、先ほど愛宕
署に検束その他のお話でございま
した。検束といふことはなかつたことと承
知してよろしうございませうか。

○瀬尾参考人 検束はされませんでした
。ただ暴行脅迫だけは受けました。

○松谷委員 先ほど選挙運動のお話
があつたのでございませうが、瀬尾さん
から、選挙違反の問題についてはお話
がなかつたようでございませう。この点、
たいへんこまかい点かも知れませ
んが、選挙違反当時のことを、ちよつと
伺つておきたいと思ひます。

○瀬尾参考人 選挙違反の問題は、当
時六月四日に参議院選挙が施行されま
すので、そのときに自由党の公認候補
として立候補しました谷本利千代氏の
選挙活動を依頼されて、その運動
をいたしました。その選挙の買収とい
うような被容疑にとらわれまして、起
訴されたのであります。その額はこ
に起訴状もはつきり持つて来ておりま
すが、五万五千円いただきました。そ
のうちの一万円を岡山の知人に送り、
二万円を静岡の知人に送りまして、あ
との二万五千円を私が使つて、大阪、

静岡、福島、宮城、岩手、この出張旅
費に充当したのであります。それで
ありますから、私はあくまでも無罪を信
じておりましたが、つい起訴されてし
まつた、これが事実であります。

○松谷委員 そよういしますと、その
選挙違反については、もうはつきりと
判決が済んだのでございませうか。

○瀬尾参考人 去る五月八日に公判が
開廷されました、先般の講和大赦令に
よりまして、冤訴といふことの判決を
受けまして、現在きれいになつており
ます。

○松谷委員 先ほどの高橋委員の御質
問のときに、私まだその御答弁の中
で、どうも納得できなかったものでござ
います。この陳謝書といふのは、最
初瀬尾さんがお書きになつて、それを
本社に出したところが、それに筆を入
れた。そこで瀬尾さんが、もうそ
れでは陳謝書は書かないといふふう
に言われておつたが、やはり退職金
その他の問題があつて、遂に自分は書
いた。ここに私どもに示されておられ
ます。この陳謝書は、瀬尾さん御自身が筆を
とつてお書きになつたと解釈してよろ
しうございませうか。これは重なりま
すが、向うから出された文書に判を押
されたのではなくして、この「誤解あ
るいは感情問題」といふこの辭句も、
御自身でお書きになつたといふふう
に解釈してよろしうございませう
か。

○瀬尾参考人 その通りであります。

○松谷委員 全国の理事、評議員にお
出しになられた文書の中に、先ほど
高橋委員が取上げておられました当該
文書でございませう。この文書、この十
四項目でございませうか、それを先ほど

御説明があつたと思うのでございますが、あとで簡単な項目だけで結構でございますから、文書にしておいていただきたいと思います。これは委員長でございます。松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○松谷委員 是、一応あれいたしまして、あとでまた……。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

○大石委員長 松谷さん、よろしくでございます。

そのものには、支部長に知事になるといふふうには書いてない、ですから、論議に上らなかつたのです。いけないうちでも思つておられます。どういふ点が悪いとおつしやれば、悪い点は幾らでも述べることが出来る。四つも五つもある。それが混乱を生ぜしめるゆゑである。ことに今度の法案、あなたの方のお手元にまわつてゐる法案、これははなはだけしからぬ。別問題ですけども、述べるとおつしやるならば、いつでも述べます。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

○大石委員長 今私の手元にある原案です、この問題に關しましては、これについてはまだ白紙ですから、そのところはひとつ……。

乗とか、そのとき限りではございませ
ん。

○**楊委員** 今委員長からお言葉がありました通り、日赤の内部のいろ／＼な紛争に關しましては、私たちが一々これを取上げて黒白を明らかにする委員会ではありません。ただ、あなたの御認識を承つてゐるのですから、誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

そこで松井理事にお伺いしたいのですが、私たちはきょう参考人に来ていただきます前に、実は伊藤副社長当人をお呼びしたわけでございます。理路整然と、私は官僚生活三十年、徹底と類も出し、データも出していろいろ指摘されておる十四項に対しては、数字的にも正しいことを申し上げるということまで、はつきりおつしやつておる。それから、今ここにお呼びいたしました蟻川先生並びに元の委員長、この二人の方も、おそらくこの委員会でうそを言つておいではならないと思います。従つて、私たちが両方の意見を聞きますれば、まづころから黒と白にわかれるのでありますが、理事といたしまして、これに對しましてどういうお考えを持つておいでになりますか。それから参考のために申し上げておきますが、私たちは伊藤副社長の次に、赤い羽根の中央共同募金委員会に、事務局長の青木先生に来ていただきます。同様赤い羽根、白い羽根の募金の間におもしろからぬいきさつがあつたように、またこの募金問題に対しては慎重でなければならぬという

ので、この赤い羽根の方からも参考人として承りまして、やはり日赤の性格組織、運営のあり方に対しましては、その方々からも意見を承りました。私たちから申せば、現在社会福祉事業をやつておいでになります日赤に対しては、相当の批判があつたように思うのでありますから、それをつけ加えておきます。

○松井参考人 お答えを申し上げます。先ほど申し上げましたが、理事会は、全国的な書類が寄つて参り、また出席理事が非常によく検討いたしましたので、瀧尾君ですべてやつておりますので、のあのいう問題が出ましたときに、私自体が非常につつ込んで事務当局に追究もいたしました。それから伊藤副社長の住宅問題は、あれは次官時代からの官舎だつたそうで、これは早く出なければいけない、そうして各支部病院にも病院長杜宅があつたりいたしましたので、あれが百二、三十万円かと心得ておりますが、それと合せて、副社長だけではいかぬというので、職員寮職員の住宅も何するよう買い求めたはずでございます。それから今蟻川先生なり瀧尾君があるあげましたが、もし事実とするならば、これはゆゆしい問題であり、檢察及び警察当局が黙つておいでにならず、手を入れておるはずだと思ひますから、瀧尾君があるのパンフレットを全国の評議員に出し、われ／＼の手元にも参りましたとき——これは全国的に評議員の手元に行つておるはずであります、相当時日が経過いたしておりますが、官憲当局が、いまだそれを見ても手をお入れになつておらないことをごらんくださいますしても、お察しができると思ひま

す。

それから共同募金と赤十字の面が出ましたが、赤十字の面は、何を申しましても絶対に福祉に關係ができていないのではなく、やはり一部分を關係して、といひますか、本事業をやるについては一割とかいふような面があることがやはり仕事で都合よく参ります。たとえば看護婦の養成にしても、これは教育の面でありますけれども、やはり学院制度でやる、つまり教育の専門の面だけでやるということよりも、やはり病院において三年の期間を通じて看護婦を養成して行くというような面がございますので、われ／＼の方の立場といたしましては、共同募金さんの方がい／＼／＼お考えがおりになりますけれども、そのお問いに對しましては、事実をありのままお答えをいたしますけれども、やはり先ほど蟻川先生もおつしやいました博愛、奉仕、教育の面からいつて、他のことはあまり言わない方がいゝと思つて差控えております。したような次第であります。

○提議員　それで私は、理事でおいでになるあなたにちよつとお願ひをしておきたいのでありますが、私昨日も地方へ参りましたが、今年五億四千万円募金なさいます目標額は、いなかの零細な農山村におきまして、やはり役場が協力をいたしまして、戸ごと三千円くらいの割当になつておる。人をして言わしむれば、これは税金にひとしいものであるというような感じを持つておる者もあるのでございます。街頭にげたをすり減らして募金に奉仕される末端の零細な人たちの協力は、非常な貴重なものであります。高邁な赤字の理想と照し合せて、ほんとうに美

しい行爲でございますが、日赤の幹部自体に、いやしくもこういう風評を立てられるような方がおありになる、しかもその組織性格または運営に對して、第三者の批判が相当にあるというに至りましては、私たちは、やはり大衆を代表いたします選良といたしまして、はつきりと特別法人にあらためてするならば、そのする機会に、この旨点を十分つきまして、そうして高邁な理想に沿ひ、民主的な運営をされる、しかも社員を尊重し、社資を建前とした日赤本来の姿に立ち返つてもらいたいということは、おそらく皆さん同様に考へておられるのでありまして、理事といたしましては、非常にたいへんな責任を持つていらつしやると思ひますので、幹部の理事といたしましては、とやかく言われております幹部の方々と十分御協議になりまして、今後こういう風評の立つことのないように、氣をつけていただきたいということを、最後に希望申し上げておきます。

○大石委員長 荻田アサノ君。

○**菊田委員** 私はまず蟻川参考人にお聞きしたいのですが、蟻川参考人は、冒頭のお話の中で、現在の日本赤十字社は、国際的な赤十字社の定款に違反しておる。その証拠には、非常に日本政府の意向で動かされて、そういう政府とか政治とかにかかわらないという定款に違反しておるとおっしゃつたのでありますが、私はこの点をお聞きしたいのであります。今の日本赤十字社は、非常に国の委託事業をたくさん擔つておりまして、見方によりますと、政府の一つの出先機関に近いような活動をしておるのでありますが、これは、なほ、その日赤のやり方としては、た

いへん方向が違つたやり方であるのかどうかということです。たとえば、朝鮮の救援にいたしましたも、南鮮だけをして、北鮮を全然別個にしておる、こういう点を先ほど御指摘になつたのでありますが、そうすれば、国の委託事業でやつてゐることと、別個な事業を両立してやるのか、それとも国の委託事業をやるということはいけないのか、そういう点を、もう少し具体的にお話願えればたいへん参考になると思ふのです。

○龍川参考人　さきに申し上げましたように、日本赤十字社には、国際赤十字委員と赤十字社連盟と二つあるので混同するのです。従来あつたのが国際赤十字委員、新しくできたのが赤十字社連盟、二つあるのです。要するに本山が二つある。一は戦時事業をやつておる、つまり戦時救難です。それをはなはだおがましいですが、私が主唱して施療事業をやるようになったので、赤十字社連盟で、一九一九年五月五日に初めてできたのです。この規則にノン・ガヴァメンタリーということをやかましくいつて、一切政治に関保することはならぬ、そういう趣意でできたのですが、やはり時を経て来ますと、占領中に、マツカーサーは、赤十字を救援事業、例の水難なんかに使つて、水難救助法のようなものの中に赤十字を入れてしまつちやつた。それで、今おつしやるような問題が出て来る。出て来るのですけれども、定款そのものは純粹の民法法人になつてしまつたのです。過去には勅令でできておる。列国とも、実は勅令みたような特別法です。それを日本は、戦争はやめて、一切兵を置かない、全部軍隊を廢

するということでは戦時法はなくなつたから、そこであたりの民法上の私法人になつてやつた。それで押し通す必要があるのです。けれども、おつしやることに少し混同があるのは、定款によるべきか、マツカーサーが占領中にやつたことによるべきかというところにひつかかるのです。私は今定款違反ということをお話しておるのですから、主として定款を基礎としてお話をしておる。——これでいけませんか。

○勸業委員 私は国際赤十字運動の權威者としての先生に、純粋な立場から、ひとつ今の赤十字運動の批判を伺いたいと思つておるのであつて、別に私は、赤十字運動はこうなかならなという見解に立つて話しておるのではないのでありますから、その点は自由に御答弁をお願いしたいと思ひます。

それからもう一つ、現在の赤十字病院は、健康の増進とか苦痛の減退とかいう本来の事業から逸脱しているとおつしやるのでございしますが、私はその今の赤十字の内容と、先生の理想とおいておになる形とが、どういふ点ではつきり違ふかというのを、もう一つ具体的にお示し願ひたいと思うのです。

○幾川参考人 従来のは、今申し上げました通りに、赤十字なるものは、戦時に働くためにできたものです。これはジュネーヴのアンリ・デニソンの案です。それを第一次大戦以後ひっくり返して——ひっくり返してと言つていけません、それはそれでそのまま存在しているのですが、平時としてやろうというのがまた一つできた。そこに問題があるのです。今の日本の赤十

字は、軍に關係は絶対にない、憲法がそうになりましたから。それで定款も従つて改正されました。純平時だけなんです。今病院をやつておりますあれは、一方から見れば、平時事業であります、けれども、さつき申し上げましたように、本来何ゆえに赤十字病院をつくり、看護婦をたくわえるかといへば、これは戦時に救護をやるための準備なんです、これで多年來たものであります。だから、今のはそれをただ受継いでおります。過去には赤十字病院といふものは少かつた。ところが今はすべての救護施設はみな病院にしました。だから二百幾つもできた。だから、今のは病院業者みたいなものであります。これは健康の増進といへば、言えますけれども、これは従来からあるのであります。医学上からも、これは事業として予防衛生じやない。事業であつて、健康増進、疾病予防という方には本来はまらないのです。そこにさういふごちや／＼したものがあつて、ラジオで人がしゃべるのでも、朝日新聞が書くのでも、赤十字の本質といふものをちつともとらえていない。知らないのです、やつらは。これは事実なんです。これは無理もないのです。私も専門家だから、一生懸命やつていますが、知らない方は、赤十字、あれは病院だらう、あれは華族、貴族のものだらうという一般の頭がまだあります。これをひっくり返して民主主義にしようというの、ほんとうの赤十字の理論です。

○勸業委員 病院のことに関しまして、もう一つお尋ねしたいのです。本は今先生もおつしやいましたように、平和憲法なので、戦争の準備をする

ということでは、憲法違反のわけなんです。そういたしますと、赤十字事業が、今の憲法下において、さうした本来の戦争準備の事業活動をするといふことは、私はさういふふうなことはしてはいけないことだといふふうに先生もお考えになるだらうと思ひます。ですが、その点いかがですか。

それから、きよう私五十九回の通常総会における社長演説なんかを見ますと、二十五年から始まりました朝鮮事業に對しまして、日赤看護婦の派遣の要求があつたので、本社はこれに全面的に協力し、九州地方の各支部から第一次五十四人、第二次二十五人、第三次十七人を交替派遣し、現在六十三人が国連軍病院に勤務いたしております。と書いてございしますが、さういふことも、先生のお考えからすれば、どういふふうな御判断になつておりますか、この点ひとつ伺ひたいと思ひます。

○幾川参考人 それにつきましては、定款改正のとき、すなわち二十一年の暮に、私も當時まだ關係者として、定款改正に参加してゐたのです。それで伴慶の救恤なんといふことは省いてしまつて、全然平和事業なんです。ところが私の方は多数で負けちやつたので、あの定款には、さういふこともありません。これはいけないのです。今おつしやつたことはまた別ですが、ほかから要求があつたなら何でも出さういふのでは、しようがない。平和事業とは一体何だ。だれでも救つてくれと言つたら、すぐ出す、それじやだめなんです。戦争しているのですから……すなわち国際的の大事業なんです。だから、どつちに加勢するかについて、

十分研究しなければいけない。これを研究しないで、今おつしやつた演説のように、向うから要求したから出した、それじや赤十字といふものは何も心算がない。そんなものには、社員は大不賛成、それは社長の違反行為、さうまあ見るべきでしよう。

○大石委員長 残余の質疑は午後にいたします。

○大石委員長 次に日程を追加して、先刻当委員会に付託されました医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案を一部を改正する法律案を議案とし、審査に入ります。

まず提案者より趣旨の説明をお聞きしたいと存じます。提案者丸山直友君。

医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

○丸山委員 たいだいま議題となりました医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案を一部を改正する法律案を議案とし、審査に入ります。

法律案の提案理由を御説明申し上げます。

医師または歯科医師になるためには、國家試験に合格しなければならぬことは申すまでもないことであるが、従前大陸等に満洲方面向けの医師の養成を目的とした学校を卒業した者、正規の日本の医学校または齒科医学校を出てはいないが、朝鮮、中華民國、蒙疆、マライ、シンガポール等の現地において免許を受けて医業を営んでいて、終戦により引揚げた者のためには、國民医療法施行令特例の試験による救済等が講ぜられたのであります。が、この試験を受けて二度とも合格しなかつた者、または朝鮮及び滿洲国におきまして、医師または齒科医師試験の第一部の試験に合格した者に対しては、それ／＼医師國家試験予備試験、または齒科醫師國家試験予備試験に合格し、さらに所定の実地修練を行つた上で、國家試験を受けて医師または齒科醫師になる道が開かれてゐるのであります。

しかしながら現在、医師國家試験予備試験及び齒科醫師國家試験予備試験の受験回数はいずれも二回に限られており、この試験に二度とも合格しなかつた者は、永久に試験を受けることができないのであります。しかも、これらの者の多くは引揚者であつて、経済的にも同情すべき立場にあり、年齢的にも転業を困難とする者も少くないので、医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律及び齒科醫師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律による國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案を一部を改正する法律案を議案とし、審査に入ります。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

うことが適宜であると存じまして、提案した次第であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに、御可決あらんことを、お願い申し上げます。

○大石委員長 本案について、御質疑はありますか。

○堀委員 ちよつとお尋ねしておきたいのですが、外地から帰つて来られて試験を受けられる方で、二回試験を受けてみて受からぬようなお医者さん並びに歯医者さん、これは危険きまわるお医者さんであり、歯医者さんと言へるのであつて、二回で受からぬような人は、もう医者としては、その資格を持たないという判断をするのでは、早計でございませうか。

○丸山委員 お答えいたします。堤先生の御意見、でもつとも存じます。が、堤先生は、この試験に合格させれば、ただちに医師の免許証がもらえるという誤解のもとにお考えになつた言葉だと思ひます。これは予備試験でございまして、その試験を通過した者は、さらに一年間インターンをやりまして、日本の大学を出た者と同列の国家試験を受けて、それに及第して初めて免許証が与えられる。しかるに、これはサムス准将の言葉だと思ひます。が、予備試験に二回も落第するような者は、もう試験を受けさせるほどの値打はないという御意向であつたようでありませう。しかし、この試験を通過いたしますれば、この法律の有効期間は五箇年間でございまして、国家試験に五箇年の間に持つて行かれるように、その回数にかかわらず、予備試験を受けることぐらいは許してやつてもよいのではなからうか、こういう趣旨であります。

○大石委員長 他に御質疑はありますか。

他に御質疑もないようでありますから、お諮りいたします。本案についての質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大石委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

次の本案の討論に入りますが、本案の討論につきましては別に通告もございませんで、これを省略し、ただちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大石委員長 御異議ないようでありますから、本案の討論を省略し、これより本案の採決に入ります。

〔総員起立〕

○大石委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する委員会の報告書につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大石委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

これにて休憩いたします。午後一時二十分より再開いたします。

の公述の際に、メーデーに対して日本赤十字社が救護活動をしなかつたことは、やはり赤十字社の精神に違反している、あるいは定款に違反しているというお話でありました。私はその説を拜聴しておるものでありますが、一応お聞きしたいのです。政府は、今回のメーデーの、警官に対して衝突をいたしました相手方を、暴徒だ、こういうような表現をしておるのであります。私はこの暴徒だということに対しては、異議があるものでありますが、これはしばらくおきまして、もしも暴徒だという判定をいたしましたならば、そこに血を流して倒れておりました、救護しないのが日赤の精神でありませうか。それとも、そういうことにかかわらず、やはり救護活動をするのが、日赤の精神でありませうか。この点も、たいへんごどくなるかもしれませんが、あわせてお伺ひしたいと思います。

○堀委員 暴徒ということにつきましても、御異議があるのはごもつともありますが、私も大いに賛成でございしますが、これはあとといたしまして、もしもここに内乱が生ずれば、政府としては、相手を暴徒と言ふでありませう。しかしながら、内乱にも、赤十字は必ず救護を出さなければならぬのです。内乱ならうちややつておけという赤十字は断じてない。国際間の紛争でも同じことでして、共產主義だから助けないうち、そんなへりくつはないです。どんな主義でもかまわない、人類がもとめて、人類を救うのですから。ですから、朝から晩までけんかしておるときに、ぼんやり見ているというのは、ほとんど人類の何ものたるかを知らぬ思想です。これを暴徒と言ふに至つては、新聞も悪いのです。何ゆゑに暴徒か。乱暴する者がみな暴徒なら、片方でこん棒を振るものも暴徒でしよう。私はそういう間違つた形容詞はいかぬと思ふのです。これをもちつて私の回答といたします。

○堀委員 さらに堀川参考人にお尋ねしたいのでありますが、きよう瀬尾元職員組合の組合長が、日赤の不正事件につきまして、いろいろ御陳述になつたのであります。また先日、委員会で、当日の日赤副社長の伊藤氏が、この瀬尾氏の陳述は真実性がまつたくなものであるといつて、ことごとく反対しておいでになるのでありますが、創立当時から日赤に御関係をお持ちになり、つい最近まで渉外部の顧問をしておいでになりました堀川氏が、この間の事情につきまして、もし御存じでありましたならば、簡単にけつこうですが、御意見をお漏らし願へれば幸いですと思ふのです。

○堀川参考人 お答えいたします。私はむろん何もするを必要はないのであります。伊藤さんのいろいろ言われている不法行為については、直接存じません。現場にいないのですから。職員組合はよく知つてゐる。しばしば報告されましたけれども、一方だけ言つたものは、信用できません。信用しませんが、しかし、法律の問題となれば、私の頭で判断する。それは何だといふと、伊藤さんが、自分は選挙ではないのだ、ただ決定されたのだ、であるから、定款にはまらないので自分の留任は適法だと言つてゐる。今でも言つてゐる。しかしながら、そんなことは断じて許されな

何となれば、定款改正以後の第一回の総会で、すなわち昭和二十二年一月にこの総会において赤十字社から總會次第書というものを私どもに配つています。今でも私は保存してゐる、一般の人にはなくしたかもしれませうが。何と書いてあるかといふと、社長、副社長の選挙とりつぱに書いてある。それを時が経たからといつて、伊藤氏は抹消したり、かえたりする権利は断じて持ちませう。社長でもそうです。その当時の社長は島津です。けれども、島津はいい加減に片づけることはできせん。そんなことをすれば、公文書の偽造になります。ですから、伊藤君がいくら言つたつて、私の持つてゐる材料によつて、たちまち消えてしまふ。島津君は次の候補者を立てることに苦心しているといふことを聞いてゐる。ちやんと持つてゐる。ですから、あれは補欠です。補欠であり、選挙である。たといいかなる文句にせよ、それは法理上きまつてゐるのです。社団法人ですから。それを逃げるためにごまかしてゐるのですけれども、許されな、それはだめです。証拠があります。いわんや、法の上から、定款の解釈の上から間違ひないのです。それをもちつて白と正しいといふことは断じて許しません。裁判所でも、一審でも二審でも、そんな間拔けな判事はいない私は信じます。法理です。これだけお答えしておきます。

もう一つ知つてゐることは、赤十字といふものは、金を非常に節約して来たものです。何となれば、人民の淨財を集めて仕事をやるから。ですから、すべて名譽職です。私ども多年いましただけども、何ももらつてはいはしませ

ん。石黒さんは、あの人は賢明な人ですが、私に向つて、蟻川さん、赤十字へ来たならば、うどん以上食つては行かないとよく言いました。そのくらいです。その名譽職に、労働問題の盛んになった今日から、昭和二十一年の定款改正のときに、向うでもつて社長、副社長に限り少し報酬を与えることというものが出来たから、まあ感心しませんでした。遂に賛成したのです。しかし、それは非常な例外です。ほかの人は、無給でなければいけないのです。しかも還給でいいわけですから、それをやつておるその人が、杜宅を百何十万円、買つておる。そんなことは定款に反するのみならず、赤十字社として許すべきものじやない。それをごまかすために職員杜宅をつつた。職員は有給で、片方は無給です。その無給の者が杜宅を百何十万円出してつくらせるということは、許すべきことじやないのです。これは解釈の相違じやないのです。多年の赤十字の歴史から見ても、確かです。これは、実に儉約して来たのです。日本ばかりじやない、どこでつて、赤十字というものは無給になつておる。そういう次第ですから、その二点については、一昨年から私は耳に入られて承認しております。その以外のことには、どうも片方の話で、対立させてみなければわからない。ですから、自分は承認するといふわけには行きません。その点だけお答えしておきます。

○菊田委員 次日本赤十字社の理事の松井参考人にお聞きしたいのです。が、私もちょうどあなたにお聞きしたいと思つていました問題を、今蟻川参考人がお話になつたわけですが、百三

十万円が副社長の杜宅をこさえたといふことですが、これは当然本社会計の中から出ておると思うのであります。これには、もちろん赤十字の事業をするのに必要なために集めた募金の金が入つておるものかもしれません。そういう百三十万円の金を使つて副社長の杜宅をつくるのだというようにすることは、これはどこで決定されたか、そういうようなことがどう進められておるのか。そういういろいろな事業計画、多額な金を使う決定がどこでなされるかというのを、ひとつお聞きしたいのと、それから、杜宅をつくられた当時、私が仄聞しておるところによりますと、日本赤十字は非常に財政上困つておつて、たとえば、本社の倉庫あたりが非常に雨漏りや何かいたしまして、当然修繕しなければならぬ。しかも、十何万という金で直るところも、財政上の都合でできないような状態にあつたときに、百三十万円の杜宅ができたというように話も聞いているのですが、そういう金のまわし方というものは、日赤の理事として、どういふふうにお考えになつておるかということもあわせてお聞きしたい。

○松井参考人 今の杜宅問題ですが、午前中にも申し上げましたように、伊藤副社長は、副社長になつて参りました。厚生省の官舎に住んでおつたらしいのです。そこでどういふか、やはり赤貧的な立場でやつておられたといふことで、たゞわいもなし自宅もないうので、しかし、それは募金というふうな面からは、全然出ておりません。それは理事会の方へ出て来ましたのは、コピーを売却しまし

たお金のうちからそれをするといふことで、理事会の承認を経て、職員寮と副社長の杜宅を買い、そして二千万だと思つておりましたが、家賃を二千万ずつ支払つておるうちに存じております。

○菊田委員 そうしますと、理事会としては、そういうふうにお金をおまわしになりますことは、赤十字の運営としてはあたりまえのこと、そういうふうになつておることは、決して問題にならないといふお考えをお持ちになつておりますかどうか、それが一つ。

あわせて私が先ほど伺ひたいです。すときにも、当時赤十字は、あり余つた金を使つておるのではなく、本社の倉庫なんかも、火急に入入れなければならぬものができなくて、あとまわしにして、まずそういう杜宅をつくることに金を使つたというのを聞いております。赤十字としては非常に資金の潤沢にあつて、そういう問題ができたのかどうかということをお伺ひしたわけなんです。

○松井参考人 それはおつしやいますまでもなく、募金によつてすべてやつております。ですから、あれは厚生省の官舎だといふことで、そういうこともしつて、理事会で問題になりましたので、募金というふうな面からは、全然これはタツチしてはいけないうので、今お話のあります金の運営といひますか、すべてそういうふうな面は、事務当局の方で、総務理事の方でよく練つても参りますし、われ／＼の方でも是非曲直を判断いたしました。これならばさしかえないといふことで、理事会の決議で、すべて処理して

やつておるような次第であります。

○菊田委員 どうも私のお尋ねしたことが、十分に答えていただけないのですが、それではどうお尋ねしてみよう。今度新しい定款でもつて新しい社長が選ばれることになるのですが、もしこの社長がまた厚生省からでも迎えようになつておる、家がないう方であれば、また社長の杜宅というふうなことも、当然あなたの方ではお建てになつてもさしかえない。つまり私が申しましたのは、そういうふうな赤十字の金を、今蟻川さんもおつしやいましたように、有給の職員でなくて、名譽職である社長や副社長の杜宅を建てるようなことに使うといふことが、普通なお金の使い方であるのかといふことをお聞きしたわけなんです。

○大石委員長 松井さんに申し上げますが、瀬尾君にも申しましたと同じように、この委員会は査問委員会ではございませんので、御答弁なさらなくても一向御自由でございますから、どうぞ……。

○松井参考人 これは常識の問題であります。今の社長なり副社長が杜宅がない、それで困つておる。しかし金の出どころがない、一方は返さなければならぬ。さしたあたり——これは見方によりますと、一個の財産といふことになつて参りますわけ、浪費したといふ面におとくださると、非常に遺憾に思ひます。そうして家賃もつて、それがやはり本社の収益といひますか、その面を半面役立てておるような点もございまして、その場合と環境によつて、赤十字の金自体をそういうものに出すのはいいか悪いか、こうおつしやられると、これは常識問題で考へて行かなければならぬ。そこで募

金とかすべの点からこれを判定いたしました。これは募金という面からでしたら、われ／＼は絶対に出しません。けれども、コピーというふうな特殊のあつた面からであります。そこでゆつたりして参りましたから、その点から出したということでありま。これは理事会で相対された問題でございます。ですから、一応お尋ねになるのはごもつともだと思ひますけれども、そういう程度でお答え申します。

○菊田委員 ただいま参考人がおつしやいましたコピーの問題ですが、このコピーは、何でも海外の方から赤十字の事業に使つてくれるようにといつて渡されたコピーであつて、このコピーの問題にからみ、何か不正の事件があつたといふふう聞いておるのではありませんが、どういふふうな経路でそのコピーは——このコピーもやはり私が今申しましたように、赤十字事業に使つてくれるようにというので渡された物資であるように承知しておりますが、この点は違ひございせんか。

○松井参考人 コピーにつきましては、共同募金と売上げの面につきまして、利益をわけまして、そうしてそれを共同募金なら共同募金、赤十字は赤十字の方で使つております。お手元に差上げてあります中に、詳しく書いてあると思ひますから、ごらんくださいまして御承知をお願いしたいと思います。

○菊田委員 それでは大体赤十字理事の方の財政的な問題に対するお考え問題はあると、また委員会の問題にいたすことにいたしました。次に瀬尾副組

金とかすべの点からこれを判定いたしました。これは募金という面からでしたら、われ／＼は絶対に出しません。けれども、コピーというふうな特殊のあつた面からであります。そこでゆつたりして参りましたから、その点から出したということでありま。これは理事会で相対された問題でございます。ですから、一応お尋ねになるのはごもつともだと思ひますけれども、そういう程度でお答え申します。

会長にお聞きしたいのですが、ただいま私が松井理事との間に話しました問題につきまして、もし御感想がありましたら、なるべく簡単にここでお話を聞きたいと思ひます。

○瀬尾参事人 ただいまの杜宅の問題であります。あの杜宅を購入しましたのは昭和二十五年の五月でありました。それで、そのときに、先ほど委員の方からお話がありましたように、日本赤十字社の救護の医療材料その他の消耗品の入っている倉庫二棟、また本社正面玄関の上つたところ、これが雨漏りしておりました。倉庫の方はひどい雨漏りだつたような現状でありました。それでこれを何とかしなくてはならぬというので、関係者の當務課長の方から見積りをとりまして、申請を出したところが、その見積額が十九万円でありました。それは二十五年度の三月であります。ところが本社において、今金がないから、何とかそこをがまんできないかというやうなわけで、全然その修理はやりませんでした。そうしておりました、次にすぐに杜宅を百三十万円で買つ、こういう話がありましたので、われ／＼は、それはもつてのほかだというわけで、それで組合も大会を開きまして、それに反対をしたのであります。ところが、本社においては、本社の塚原人事課長が私のところへ五回ほど来まして、何とかしてこの反対を撤回してくれ、こういう話でありましたので、私は自分でやつたのではない、職員組合の方で決定したのであるからというわけで、断りました。それで最後には、この家を買つてやらないと、伊藤副社長やめるかもしれない。そうなつたときに、杜

としてはプラスかマイナスか、そこまて考へて、何とかこれを承認してもらいたい。こういうふうにして、塚原人事課長は泣きついて来まして、そういうやうな事情がありまして、十九万円の金を出して、本社の倉庫、本館を直すことができないでおるにもかかわらず、百三十万円で出して家を買ったという事情であります。

そうして、これは余談になりますが、その家を買つて喜んで引越したわけですが、先ほど松井理事さんの方からお話がありました通り、それで一家みな、その同士の人を集めて引越して行つたところが、そのうちには驚くような大正末期の世の中を震盪させた鈴井殺しで有名なそのうちを買つてしまつたわけですね。そのために関係者の方では、警視庁あるいはその他へ行つて、確かにそのうちかどうかということを確認したところが間違ひなかつた。それで、われ／＼職員の間では、それならんない、天罰をくだめんではないかと申しだつて了。副社長みずからがその部屋に寝て体験した。女、子供がやられたのじやない、三晩泊つて毎晩それをやられて寝ていられない。私まで体験したのである。これが自動車の運転手の告白であります。なお近所で聞いたところが、あのうちは鈴井殺しのうちだよ——これは落し話じやありません、實際の話であります。こういうわけで、赤十字の金を使つたために、そういう天罰があつたということに争えない事実であります。それが当時の事情であります。

○菊田委員 それからもう一つ瀬尾さんにお聞きしたいのですが、私はこの前の委員会、昨年の九月の社員総会で、瀬尾さんが入場を拒まれて愛宕署員に検束されたということが出ましたときに、そこにおられました伊藤副社長、後藤眞三男——これは総務局長で、以下四人ほど日赤の幹部がおいでになりました。そのうち、そういうことを知らないというやうな御答弁で、なお確かめたのであります。だれも知らないといつておいでになるのであります。あなたは検束されて連れて行かれました。あなたがただけでも、最初は三人の警官に手とり足とりで追い出されかけて、とにかく黙つていられることとで残つたけれども、五人もの警官がつき添つておつたといふことは、相当総会の場所を占めておつたに違ひないと思ひますが、そういうことについては、日赤の本社の幹部としては全然御存じないやうな状況のもとに行われたのでございませうか。あなたの御判断で、それは本社の責任のある幹部の人が確かに知つていなければならなかつたはずの事実があれば、それをひとつお話願ひたいと思ひますが……

○瀬尾参事人 最初この問題は、先ほどもお話ししましたように、私がそういう妨害を受けまして、ようやく入れましたところ、その事件当日の総会の会場の副社長、それは日本赤十字社の参事で監査室の係長でありました。その人が来まして、先ほどお話ししました通り、発言がある、やめてもらひたい理由というやうなことを問答しました。どうして私がやめないので、本社側の後藤常務理事が副社長と耳打ちして——私はここから向うの壁ぐらゐの距離で見おりました。そうしましたら、その次の上の人ですが、監査室の

主幹であります藤田一郎という人がやつて来ましたが、これは当日の会場係長であります。その人が来ましてやばい森田さんと同様なことを言つて、それでその人が、——愛宕署の警察の人は広瀬という警部補以下三名であります。その人たちに名前を聞きまして、私は広瀬警部補だ、こういう話であります。それでそれから、本社の当日の整理係は知つておるわけでありました。また社長、副社長がそれを知らないといふことは、司会者として怠慢である。私はそのために、今民事で争つてゐるわけでありました。

○菊田委員 前回の委員会に御出席になつておつた後藤常務理事が、そういう態度をおとりになつたといふことが、もしはつきりいたしますれば、私はやはり委員会でお話になつたことは、事実上相違する話がされたといふふうに考へるのですが、これはなおはつきりいたしました、その責任——少くともこれは委員会ではほんとうの話をしたいだかなければ、私どもは何のために参事人をお呼びしているかわからないのですから、あとで問題になろうと思ひます。

それから、もう一つ松井理事にお聞きしたいのは、瀬尾さんのきよりの話では、杜宅を買つてあげないと伊藤副社長がやめられる、伊藤副社長にやめられると、本社の事業がプラスかマイナスかというやうな大きな関係を持つてゐるというのであります。なげ伊藤副社長一人を引きとめなければならぬのか。百三十万円もの杜宅を建てても、伊藤副社長に留任していただかなければならぬやうな理由が、当時の日本赤十字社にあつたのかどう

か。私は、当時の日本赤十字社といつてしまつては、百三十万円の支出は、相当大きな支出であると思ひます。この点は、瀬尾さんの話が間違つておれば、間違つておるとおしやつてよろしい。そうでなければ、それほどまでにしても厚生省から迎えた伊藤副社長は重要な人物であつたかといふ、その理由をお話し願ひたいと思ひます。

○松井参事人 今瀬尾君からそういう話を聞いて、塚原君やみながそういう話をしたといふやうなことは、初耳なんです。われ／＼の方としては厚生次官の官舎を明けなければならぬ。早く返さなければならぬ。また各病院にも院長杜宅があるし、伊藤副社長は非常に清貧な人で、たぐわぬものなしといふやうな面を開き、というて、この金を赤十字の募金の方から持つて行くやうなことは、とてもできないといふので、時期を待つておりました。先ほど申しましたコーヒーの問題がありまして、そこでそれではひとつ何しようといふことで、理事会できめたやうなわけでありました。

○菊田委員 もう一つ、松井理事にお聞きしたいのは、瀬尾さんのきよりの陳述でも、日赤と厚生省とは非常に深い関係があつて、始終厚生省の役人たちが日赤に来て、飲んだり食つたり、麻雀をしてゐる。特に一昨年の九月十三日でしたか、夜半の二時ごろにやつて来て、八名でたき起して、食堂からいろ／＼な飲みものをとらせてビールを飲んで、そして麻雀のかけ代だけども、ある期間をお限りになつたやうですが、二十四万円も日本赤十字社が負担してゐるやうな、重大な発言があつたわけなんです。こういう事

実を、理事として認めになるでしようか、どうでしょうか。

○松井参考人 これを聞きましますのは、今初耳でありまして、これは瀬尾君が私の性格をよく知っております。こういう問題を聞いて、私は黙っております。帰りましたら、さつそく調査いたします。

○大石委員長 青柳一郎君。

○青柳委員 赤十字社の非違をいたすに摘発して、これを審査し、あるいはこれを検討するといふようなことは、われ／＼の委員会では、取上げべき問題ではないと私は思ふのであります。従いまして、私は本日は参考人の方々が御陳述になりました内容のうち、赤十字社のあり方についての問題をめぐりまして、三、四箇單に御質問をいたしたいと存じます。

まず第一に、私が取上げなければならぬ問題と考へますことは、現在の朝鮮事案におきまして、先ほど韓川先生の御陳述に、国連軍であると共産軍であるを問はず、いずれの軍に対しても救恤を行うべきであるというお話でありました。いかにも私どももさうには考へるのでございますが、まず第一番目に松井参考人に承りたいのは、現在国連軍に対して、日本赤十字はいかなる救恤を行つておられますか、その点につきまして承りたいと存じます。

○松井参考人 救恤と申しますと……

○青柳委員 救恤という言葉が悪いかどうかは、私はわからぬのでございませうが、先ほど韓川先生の御陳述の中には、救済という言葉が使われたのであります。たとえば国連軍の將兵について、その傷病の手当をするとか、ある

いは血液の問題、いろ／＼あると思うのでございますが、どの程度のことを行つておられるかを伺いたしたのであります。

○松井参考人 これは本社及び全国の各支部に、昨年も国連軍を慰問するといふようなぐあいでお金を集めまして、そうして傷病兵の慰問に對してあらゆる面から、たとえば病院慰問であるとか、あるいは病人のある一定のところに招待をして慰安をするとかいふような建前で、そういうことを全国各支部を通じていたしております。

○青柳委員 ただいまは慰問だけについてお話がありました。慰問だけではございませうか。

○松井参考人 その他いろいろやつておりますので、その点につきましては、文書をもちましてお答えしてはいかかと思ひます。

○青柳委員 けつこうでございませう。日本赤十字社で国連軍に對して行つておると同様なことを、北鮮軍すなわち共産軍に對して行つておられるかどうかという点につきまして、御意見を承らせていただきたいのと、実際にそういう努力をしても、それは現に行ひ得ないものであるかどうかという点につきまして、承りたいと存じます。

○松井参考人 実はあの勃発当時、赤十字はすべてをやらなければならぬ、南の方はもちろん、北の方もある手を盡してやらなければならぬといふことは、われ／＼の理事會でも決議いたしております。決議文にはつきり出ております。

○青柳委員 私も南北両軍を問はず、赤十字の本来の事業を一律平等に行つ

べきであると存するのでございませうが、私客觀的に國際的情勢を觀察するに、共産軍に對してその手を伸ばそうとしても、伸ばし得ない事情にあるのではないかと、こう思ふのであります。その点についての實情を承知いたしたいのであります。

○松井参考人 お説ごもつともであります。南の方へはいふん参りまして、北の方についてどうしたいか赤十字本来の使命としてはほうつておくわけには行かぬ。では中共や満洲に行つて、中共、満洲はぐあいが悪い、こういうことで、理事會では、慰問といふことについて、等閑に付してはいないので、赤十字本来の使命としてやらなければならぬといふことで、論議されておる。その方法、手段については考究しました。しかし、万策を盡して行つて居かないといふことならば、われ／＼の方では、氣持だけでも赤十字はやつてゐるということが表現できるのじやないか。これも理事會のたゞに話題になり、議事録にも載つておる。そして理事會の議事録はちやんとございませうから、もしその部分が御必要であるならば、提供してもいいと思ひます。

○青柳委員 どうも松井参考人は、私の申し上げることを慰問だけに限つて、お答え願つておるのでございませうが、慰問だけでなく、血液の提供にいたしまして、傷病者の看護にいたしまして、ただいま松井参考人は、慰問という言葉で表現せられましたが、全部それを含むものと解釈してよろしいのでございませうか。

○松井参考人 精神上よりも、また物質上よりも、あらゆる面において、赤

十字としては手の及ぶ限りやつて参つておるはずでございませう。

○青柳委員 次に、これは共産黨の刈田君は触れなかつた問題ですが、未復員者の帰還促進に関する問題でございませう。先ほど韓川参考人は、捕虜救恤という言葉を使われました。捕虜救恤をやるのは日本赤十字の本来の任務だ。しかし捕虜の送還を促進する仕事を赤十字がやるのは、それは政治的な問題であつて、赤十字本来の任務を逸脱する不法行為である、こう言われたと私は思ふのであります。私はこの点につきまして、まず松井参考人はどういふお考えを持つておられるかにつきまして、承らせていただきたいと思ひます。

○松井参考人 これは實際問題におきまして、戦争に出ております赤十字の看護婦で、まだ歸つていないのは、数は約三百何百と思ひましたが、的確な数字はわかりません。これすらわれわれといたしましては、完全に歸つて来てもらうということがまず第一。ひいて、やはりそういう面につきまして、昨年でしたか、社長がジュネーヴの會合に行きまして、あらゆる連絡をとつて歸還し、また向うに抑留されておられる人の手紙の取次ぎというふうなものが、これは赤十字の當然なすべきことだといふことで、あらゆる面で行つておるはずでございませう。

○青柳委員 社長が、日本赤十字社の看護婦のうち、まだ中共あるいはソ連に抑留せられておる気の毒な人々の歸還を促進するといふ働きを行うことは、事の當然であると私は存じます。先ほど韓川先生の言われた問題は、その他の中共、ソ連に抑留せられておる日

本人の帰還促進を行つたことがけしからぬ、こう言うのであります。この点について御意見を承らせていただきたい。

○松井参考人 赤十字は博愛、奉仕、協力という建前で、当然手を伸ばすべきものは、一個の自我の立場でなく、あらゆる面に手を伸ばしてやるべきが當然でないかと考へます。

○青柳委員 私は、それでは次の問題に移ります。先に韓川参考人にお尋ねいたします。先ほどいろいろお言葉があつたのであります。看護婦の養成、あるいは病院をもつて看護婦の養成をする、あるいは必要な材料を準備するのは戦争の準備行為である、こう言われました。共産黨の刈田君はこれをとりやめて、それは憲法違反である、こう言われておるのであります。先生は、そういう準備行為を行うことが、日本赤十字の仕事で非常な逸脱して、しかも戦争の準備であるといふ点から、憲法の第九條に違反すると思われませうか。

○韓川参考人 お答えいたします。アソリ・デユナシが一八六三年に赤十字を提唱しました時分に、ジュネーヴへ歸つてゐる／＼言つた中に、お互いに將來ヨーロッパにおいて、また戦争があり得ると思ふ。そのときにソルフェリーノの戦いのような悲惨事が起つてはいかぬ、だから、ふだんから何か衛生員の養成をしようじやないかというのが彼の打出しであります。そのことが今日までつと傳つて来たのであります。ですから、本来の目的は、病院を置いて看護婦を養成して物品を整備するといふことは、戦時よりの準備であるといふことは明白であります。そ

それが日本の憲法が改正されましたから、日本の赤十字は全然戦争に關係はない。その点については改正時分に相当地に私の意見を述べたもので、停戦に關してもやらずにやいけないうと一時は言つたくらいです。とにかく、ただいまは情勢で病院ができております。その病院でやつておるのは、必ずしも戦争の準備だと私は断言することはできぬと思つて、それは病院経営で、病院はやりそこなつてはいけないうので、收支決算が償わなくちゃいけないのです。看護婦も置かなければならぬ、薬品も置かなければならぬ。それは病院そのものの経営であつて、戦争の準備ではないと言ふことが出来る。だから、それだけのことで憲法違反となる理由はありません。

○青柳委員 今のお答へによりまして、結論的に尋ねいたします。日本の赤十字社は、將來あるかもしれない戦争の際に、その戦争で倒れた傷病兵などを戦地において治療するというようなことは、いけないという御意見でございましょうか。

○龍川参考人 それは國際的に國內的に、災害があれば救つてやる。これも一種の苦痛の軽減でありまして、これはむしろやらなければいけない、やつちやいけないなどと言つては、私は赤十字の原則を知らない人間になつてしまふ。まさか私はそんなことはできないと思ひます。

○青柳委員 そうなりますと、結局日本赤十字社が病院を持ち、看護婦を養成し、また必要な資材を整えるというところは、平時において事態に即応し得る態勢を整えるし、戦争の際には國のいかに問はず、その戦傷者に対して

あたたい手を伸ばすべきである、こういう仕事を現在も準備し用意するとは適當である、こういうお考えであると存じますが、よろしゅうございませうか。

○龍川参考人 それはよろしいのです。けれども、一つ答へたいのは、戦争をするとは私は思つていない。どこで戦争をするのですか、私の方から逆襲しなければならぬ。

○青柳委員 私は日本が再び戦争すると申したのであります。どこの國で戦争がありまして、日本の赤十字社は行き得る態勢を整うべきである、こう述べたかつたのであります。そういったしますと、先生の御所見によりまして、看護婦の養成、病院の設置、あるいは必要な資材を整えておくことは、憲法違反でなしというところはつきりするのでございませう、よろしゅうございませうか。

○龍川参考人 はい、よろしゅうございませう。

○青柳委員 次に、メーデーにおきまして、メーデーが騒擾事件であつたというところになつております。このメーデーにつきまして、日本赤十字社が發動をしなかつた点を、龍川先生は鋭くつかれたのであります。發動すべきであつたのに、發動しなかつたとなつたすれば、これは赤十字社の責任であると存するのではありません。松井参考人の御意見を承らせていただきたいと思ひます。

○松井参考人 これは五月一日は私はこちらにおりませんでして、午前中も述べられましたが、こういうことを赤十字が知つておつたならば等閑に付してはいないだらうと申しますのは、数

日前の理事会でも、災害とかいふ／＼なことが生じたときに――これは二時間一回／＼の割合で災害が生じて来るとおつたこととございませう。で、これは赤十字が知つておつたならば、決して等閑に付してはいないといふことを申し上げます。もし等閑に付してはいるやうなことがありませうれば、これは赤十字社の立場として、当然処置をとらなければならぬ。

○青柳委員 そういたしますと、この事件が発生しましたことは、その当時の赤十字社は知らず、また何らの通知、要求もなかつた、こういうふうにとつてよろしゅうございませうか。

○松井参考人 私はこの件について、各部門から詳しく聞いておりません。ですけれども、もしあるいはこれが出てくるかも知れませんが、それは局部分の病院の近くでやりまして、どこでやりまして、こういうやうな面について聞知しておりましたら、等閑に付してはいないことをはつきり重ねて申し上げます。

○青柳委員 最後に瀧尾参考人に承りたいのであります。瀧尾参考人は、先ほど募金のことにございましてお触れになりました。二十三年におきましては、募金した金のうち、赤十字本社に納められた金は、その金のうちのたつた二〇％にすぎなかつた。二十四年におきましては、たつた一六％にすぎなかつたと言われたのであります。これらの点につきましては、いずれ機会を見て調査の資料をお出しになるということに相なつておりますが、何とぞ調査を出されます際には、その調査の根拠をはつきりと明示していただきたいと思ひますが、いかがでございませうか。

○瀧尾参考人 その点は、はつきり明示して提出したいと思ひます。

○金子委員 金子与重郎君。いろいろ参考人に対して質問があつたのであります。私は本委員会が、本日参考人に御苦勞願ひまして、赤十字の各段の、主として過去の問題につきましては陳述していただくという、その目的をいたしましては、今ここに日本赤十字社法というものを制定すべきかといふなか、どういふふうにするべきかといふやうな段階に入りまして、今後の新しい法人をつくる、その参考としての御意見、そういう意味から私は聞いておると思ひます。そこで、私は今までの陳述の諸点は、各委員からお伺ひがありましたが、その点には触れませんが、各参考人から、この問題はお答え願ひたいのであります。皆様方は、過去労組の立場で働かれた人、あるいは顧問の立場、あるいは現職の立場、こういううちより三つの立場から参考人がおいでになるのであります。そこで、今後日本赤十字社というものは、その性格として、どういふふうな形の法人として將來進むことが一番いいか。これを註釈いたしますと、たとえば、社会福祉事業を主体にやるならば、今は社会福祉法人という一つの法律がある。その上に赤十字独特の事業があるとするならば、現在は社団法人ですが、それをどういふふうな特殊法人の方向に持つて行つたらいいかという、概念でよろしゅうございませうが、まず第一にそれを各参考人の方からお聞きしたい。

それから第二には、ただいまる陳述がありました中の、問題点をお聞き

いたしますと、役員の人格の問題にも非常に影響を持つやうでありますし、あるいは経理の運び方にも問題があるやうでありますし、あるいは組織の面にも問題があると思ふのであります。そういうやうな問題をひつくるめて、今後赤十字社という法人を新たに國家が制定するならば、どういふ点とどういふ点にどういふ考慮を払わなければならぬかといふことについて、今ここでお気づきになつてゐる範圍で、簡単によろしゅうございませうが、要點だけを簡潔的に述べたいと思ひます。そして私どもが今後この法律審議、あるいは制定するにあつたつての参考とさせていただきますと思ひます。こういうことを、まず松井さんから順次御意見を伺ひたいと思ひます。

○大石委員 ごく簡単に要點だけお述べ願ひます。松井君。

○松井参考人 申し上げれば非常に長くなりますが、今お尋ねの点は、ちやうど法案提出の理由の説明書と、それから赤十字法案として出ておりますから、それをざらにございませう。

○龍川参考人 私の意見は、憲法がそのままだる間は、今の定款でたつたやうなところから来て来たのです。今になつて特別法人にする何の理由もないのであります。今ちやうと読んでみますと、役員を任命式にしようといふだけの話です。それはいけません、専制主義にもどるのです。そんなことは、今はよけないこととして、いよ／＼日本が軍備をやつて、憲法を改正するそのときになつた場合に伴つて赤十字の改正は必要でしよう。しかし今はその必要は

絶対にない。中に欠点のあることは、申し上げれば長くなりますから、御要求があれば申し上げてもいいですが、それはよろしゅうございますか、いかがですか。

○金子委員　そう長いことはいりませんが、現行法の欠点の一番大きなものに対して、二、三お述べ願いたいと思います。

○鎌川参考人　それでは申し上げます。赤十字社の一番の欠点は、臨時總會を開くことができないという点です。それは千三百万人という多数の社員があるにもかかわらず、その十分の一を集めて来なければ、臨時總會の要求ができないのです。だからこれはできつこないのです。ですから、どうしても、万分の一くらいにかえる必要があります。これはデモクラシーにするための最も要点であります。かえる時分に、私はむろん異議を言つたのですが、つぶされてしまつたのです。もう一つは、評議員、理事とかいうものの数が多し。しかもその評議員の多数は、議長が選定するのでして、御用議員です。これは旧憲法の勅選議員のまねなんです。これじゃとやうていふことができます。ですから、初めからこれも不賛成でしたが、やはり通してしまつた。この二点が最も欠点です。そのくらいでよろしいですか。

○瀧尾参考人　現在の日本赤十字社の定款で、たくさんだと思ひます。ただこれを運営する人にあると思ひますから、この人の問題をばつきりと、この定款に従つて民主的にやつていただきたい。それで先ほども申し述べましたように、字句の問題ですが、社長、副

社長は總會において決定するということうな文字を使つてありますが、これはつきり選挙というように改正していただいて、それで民主的に運営して行つたならば、現在の赤十字でたくさんだと思ひます。

○大石委員長　それでは委員長から参考人にお願ひがござります。松井参考人に対しては、麻雀事件の真相を御報告願ひたいと思ひます。それから瀧尾参考人に対しては、松谷議員より要求がありました十四箇條の問題、それから募金の費途に関する書類での御報告を願ひたいと思ひます。参考人にはまことに御苦勞様でした。

本日はこれにて散會いたします。
午後二時四十九分散會

〔参照〕
医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

第三十三号										頁
										段
										行
二	二	二	二	三	三	三	三	三	三	課
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	正
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	評議員会
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	評議会
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

昭和二十七年六月七日印刷

昭和二十七年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所